

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会  
(令和4年度第2回)

審議事項 第3号

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて

## 「第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けて

### 1 第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- ・老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定する。

・高齢者保健福祉計画は、高齢者の保健福祉事業を総合的に体系づけるもの。  
・介護保険事業計画は、要介護認定者数や各介護サービスの給付量を見込み、計画期間内のサービス基盤の整備方針や介護保険料を定めるもの。

- ・3年を1期として、国の基本指針に基づいて策定する。

・平成12年度より開始し、現在第8期（令和3年度～令和5年度）。  
・国の基本方針等は、厚生労働省の「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」（例年3月頃開催）にて示される予定。

### 2 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

### 3 策定体制

#### (1) 旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

##### ア 開催回数（予定）

令和5年度：6回程度

##### イ 審議事項（予定）

基本理念及び基本目標，日常生活圏域，要介護認定者数の推計，介護保険サービス量及び費用の推計，施設整備方針，介護保険料等

##### ウ 臨時委員（予定）

11名の委員に加え，臨時委員を若干名委嘱する。

#### (2) 旭川市地域包括ケアシステム庁内推進委員会

計画の円滑な推進を図るために庁内に設置の委員会において総合調整を行う。

#### (3) 意見提出手続（パブリックコメント）

広く市民の意見をいただくため実施する。

### 4 計画策定のプロセス

#### (1) 現状分析，課題整理

- ・各種調査の実施
- ・第8期計画における各種事業の取組状況
- ・介護保険給付実績
- ・地域包括ケアシステムの構築のための現状と課題

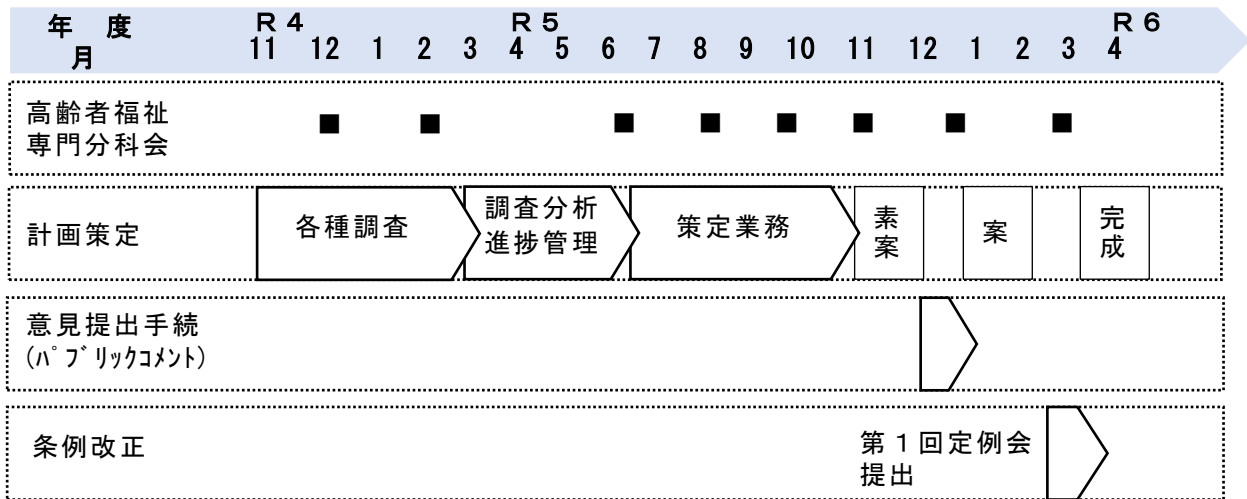
#### (2) 地域の目指す姿（ビジョン）と基本的な考え方の整理

#### (3) 第9期計画における事業量推計及び介護保険料の推計

- ・高齢者，要支援・要介護認定者数
- ・各介護保険サービスの見込量・給付費
- ・介護保険料

#### (4) 計画骨子案，素案，計画案の作成

5 策定スケジュール（予定）



6 各種調査

(1) 計画策定に向けて国が提示する調査

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（必須）

ア 対象

要支援認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び一般高齢者（4,400人）

イ 目的

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、地域診断に活用することで、地域の課題を把握する。

第8期計画からは、介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用することとされている。

② 在宅介護実態調査（必須）

ア 対象

主に在宅で要支援・要介護認定を受けている高齢者（1,200人）

イ 目的

「高齢者等の適切な在宅介護の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的とする。

③ 在宅生活改善調査（新規）

地域が目指すビジョンに向けたサービス提供体制のあり方を検討するため、第8期計画策定時から国が提案する調査の一つ。

ア 対象

居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャー（127事業所）

イ 目的

「（自宅等にお住まいの方で）現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討する。

(2) 介護サービス事業所実態調査

ア 対象

市内の介護保険指定サービス事業所（697事業所）

イ 目的

介護人材に関することを中心に、サービス提供の現状等を把握することを目的とする。

(3) その他

施設整備等に必要市独自の調査を実施する。